

**令和7年度採用
石巻地方広域水道企業団職員
高校卒程度<土木・電気>採用試験要項**

- 受付期間 令和6年9月17日(火)から令和6年10月7日(月)まで(必着)
- 第1次試験 令和6年10月27日(日)

1 試験職種・採用予定人員・職務内容

試験職種	採用予定人員	職務内容
土木	2名程度	土木に関する技術的、かつ、専門的業務のほか、水道業務全般に従事します。
電気	1名程度	電気に関する技術的、かつ、専門的業務のほか、水道業務全般に従事します。

2 受験資格

(1) 年齢・資格

試験職種	受験資格
土木	平成7年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた方で、 <u>職種に関係の深い科目を履修した方(※1)又は職種に関する職務経験を有する方(※2)。</u>
電気	

※1 「職種に関係の深い科目を履修した方」について

学校教育法による高等学校・高等専門学校・大学のいずれかにおいて、試験職種に関係の深い科目を履修し、卒業した方又は令和7年3月31日までに卒業予定である方とします。

※2 「職種に関する職務経験を有する方」について

3年以上の土木又は電気に関する職務経験がある方とします。

(2) 次のいずれかに該当する者は、(1)の要件を満たしていても受験できません。

- ・ 日本の国籍を有しない者
- ・ 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験日時・試験科目・試験場

試験日時		試験種目	対象者	試験場
第1次試験	10月27日 (日)	9:30~10:30	全員	石巻地方広域 水道企業団
		10:45~11:45		
		12:00~12:20		
第2次試験	12月下旬	面接試験	第1次試験 合格者のみ	別途通知

4 試験内容

試験種目		内容	問題数 時間等
第1次試験	職務能力試験	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方行政への関心と理解 ・ 文章を正確に理解し、事務を円滑に遂行する能力 ・ 論理的に思考し、判断する能力 ・ 現状や統計等の資料を分析し、課題を発見する能力 ・ 国内外の社会情勢への理解と新たな課題に対応するための基礎知識 	60題 1時間
	作文試験	公務員として必要な識見、判断力、思考力等についての記述試験	800字 程度 1時間
	職務適応性 検査	公務員部門の職員としての職務への適応性を、ポイントを絞って性格傾向の面からみる検査	150題 20分
第2次試験	面接試験	公務員としての適格性についての面接	

※ 第1次試験合格者には、所定の健康診断書を提出していただきます。

5 受験手続

申込書の 入手方法	<p>① 企業団ホームページ (https://www.ishikousui.or.jp) からダウンロードできます。</p> <p>② 石巻地方広域水道企業団総務課、石巻市総務部人事課、東松島市総務部総務課で配布します（土日祝日を除く）。</p> <p>③ 郵送を希望する場合は、封筒の表面に「試験申込書請求」と朱書きのうえ、あて先を明記した返信用の角2封筒（A4サイズが入る大きさの封筒に180円切手を貼付）を必ず同封し、請求してください。</p>
申込方法	<p>封筒の表面に「<u>受験</u>」と朱書きのうえ、簡易書留等の確実な方法により、石巻地方広域水道企業団 総務課あてに必要な書類を郵送してください。</p> <p>※ <u>郵送に限り受け付けます。</u></p> <p>※ 受験票（郵政ハガキを使用する場合を除く）には85円切手を貼付してください。また、申込書及び履歴書は折り曲げないでください。</p>
請求・申込 問い合わせ先	〒986-0861 石巻市蛇田字新上沼116番地 石巻地方広域水道企業団 総務課 TEL:0225-95-6713
受験票の 交付	受験票は受付期間終了後に発送しますが、 <u>令和6年10月18日</u> までに届かない場合は、総務課までお問い合わせください。

6 合格発表・採用時期

合格 発表	第1次	11月下旬に公告するほか、受験者全員に通知します。
	第2次	1月下旬に公告するほか、第2次試験受験者全員に通知します。
採用方法	<p>最終合格者を採用候補者名簿に登載し、上記1に予定する人員を採用するほか、必要が生じたときに採用します。</p> <p>採用候補者名簿の有効期限は、第2次試験の合格発表の日から1年間です。</p> <p>採用時期については下記のとおりですが、状況等によって採用日が前後する場合があります。</p>	
採用時期	原則として、令和7年4月1日から採用します。	

7 給 与

- (1) 令和6年4月1日採用の新卒者の初任給はおおむね次のとおりですが、人事院勧告や学歴・職歴等により加算されます。

初 任 給	166,600円
-------	----------

- (2) 上記のほか、期末・勤勉手当、通勤手当、住居手当、扶養手当等がそれぞれの要件により支給されます。